

第2期高知県産業振興計画フォローアップ
体制等について



高知県産業振興計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、官民協働で実行する高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業、林業、水産業、商工業、観光業に関する団体の代表者
 - (2) 地方銀行の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 市町村長の代表者
 - (5) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
 - 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会会議については、知事が招集することができる。

- 2 委員会会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 第3条第1項に定める委員が委員会会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会会議は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(専門部会)

第5条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、専門分野の成長戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に次の各号に定める専門部会を設置する。

- (1) 農業部会
 - (2) 林業部会
 - (3) 水産業部会
 - (4) 商工業部会
 - (5) 観光部会
- 2 各専門部会の部会員は、委員会の委員及び次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 地域活性化の実践的な活動に実績を有する者
 - (3) 商工業・観光に関する実務に識見を有する者
 - (4) 高知県の農業振興部副部長、林業振興・環境部副部長、水産振興部副部長、商工労働部副部長、観光振興部副部長の職にある者
- 3 前項第4号に掲げる者に欠員のある場合は、知事が指名する者をもって充てる。
- 4 部会員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
- 5 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 6 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議については、知事が招集することができる。
- 7 第2項に定める部会員が専門部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(連携テーマ部会)

- 第6条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、産業間の連携戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に連携テーマ部会を設置する。
- 2 連携テーマ部会の部会員は、専門部会の部会員並びに高知県の産業振興推進部副部長、商工労働部副部長及び教育委員会事務局の教育次長の職にある者のうちから知事が委嘱又は任命する。
 - 3 部会員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
 - 4 連携テーマ部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
 - 5 連携テーマ部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される連携テーマ部会の会議については、知事が招集することができる。
 - 6 第2項に定める部会員が連携テーマ部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される連携テーマ部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(地域アクションプランフォローアップ会議)

- 第7条 産業振興計画の地域アクションプランの実行に関し、必要なフォローアップを行うため、地域アクションプランフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。
- 2 フォローアップ会議は、次に掲げるとおりとする。

名称	対象地域
安芸地域アクションプラン フォローアップ会議	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
物部川地域アクションプラン フォローアップ会議	南国市 香南市 香美市
高知市地域アクションプラン フォローアップ会議	高知市
嶺北地域アクションプラン フォローアップ会議	本山町 大豊町 土佐町 大川村
仁淀川地域アクションプラン フォローアップ会議	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
高幡地域アクションプラン フォローアップ会議	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町
幡多地域アクションプラン フォローアップ会議	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

- 3 各フォローアップ会議の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
- (1) 市町村長
 - (2) 農業、林業、水産業、商工業、観光業に関する団体の代表者
 - (3) その他知事が必要と認める者
- 4 構成員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
- 5 フォローアップ会議に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 6 フォローアップ会議の会合は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議については、知事が招集することができる。
- 7 第3項に定める構成員がフォローアップ会議を欠席する場合、座長は当該構成員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議は、第3項に定める構成員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興推進部計画推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

第2期高知県産業振興計画フォローアップ体制

産業振興計画フォローアップ委員会

【役割】計画全体の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討
 【メンバー】各産業分野の団体代表者、学識経験者、市町村の代表者 など

産業成長戦略

専門部会（5部会）

農業 林業 水産業 商工業 観光

【役割】専門分野の成長戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討
 【メンバー】フォローアップ委員会委員（関係分野）、各分野の活動実践者、関係部副部長 など

情報提供

連携テーマ

連携テーマ部会

取扱いテーマ

- ◆ 産学連携による力強い産業の礎を築く
- ◆ 中山間の暮らしを支える産業づくり
- ◆ 産業人材の育成・確保

【役割】産学間の連携戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討
 【メンバー】各専門部会の代表、関係部副部長 など

新エネルギー導入促進協議会

取扱いテーマ

- ◆ 新エネルギーを産業振興に生かす

新 移住推進協議会

取扱いテーマ

- ◆ 移住促進による地域と経済の活性化

【役割】移住促進は官民協働で取り組むべき共通テーマという認識のもと、各分野が連携・運動した効果的な戦略の検討、検証

【メンバー】移住に際する企業・団体・有識者 など

連携・調整

産業振興推進本部

【役割】計画全体の進捗管理、課題事項の検討・調整 など
 【メンバー】知事、副知事、関係部長、地域産業振興監 など

関係部会長会議

【役割】産学成長戦略に関する重点協議
 【メンバー】知事、副知事、関係部長 など

外高推進本部

【役割】外高活動戦略の効果的・効率的な展開
 【メンバー】産業振興推進部長、関係部副部長 など

幹事会

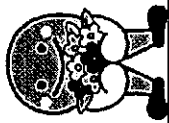
【役割】推進本部の活動の補佐
 【メンバー】産業振興推進部副部長、関係部主管課長 など

片内情報共有会議

【役割】計画にかかる情報共有
 【メンバー】産業振興推進部副部長、地域産業振興監、関係部主管課長 など

連携

産学官連携会議、経済団体 など



地域アクションプラン

地域アクションプランフォローアップ会議

【役割】地域アクションプランの進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる協議
 【メンバー】市町村長、関係団体の長、住民代表 など

地域本部（7地域）

安芸 物部川 高知市 嶺北
 仁淀川 高幡 幡多

【役割】地域アクションプランの進捗管理、総合補助金の総括、アドバイザー派遣等の企画・実施、新たな取組の発掘 など
 【メンバー】地域産業振興監、関係出先機関長、商工労働部主管課長・観光振興部地域観光課課長補佐、地域支援企画員（総括） など

地域アクションプラン実行支援チーム

【役割】個別のプランごとのサポート など
 【メンバー】地域本部構成機関の職員、地域支援企画員 など

平成25年度 産業振興計画関連 年間スケジュール (案)

	フォローアップ委員会等	推進本部会議	実行に向けた取組
25年度			
4月	第1回移住推進協議会(4/19)	第1回推進本部会議(4/10)	<ul style="list-style-type: none"> ・東部・中部・西部で開催 ・受講希望者のニーズやレベルに応じた研修コースをコーディネート
5月			<ul style="list-style-type: none"> 産業振興計画シンポジウム 産業振興計画への新たな夢を促すためのシンポジウムを物部川(5/13)、嶺北(5/14)、仁淀川(5/24)、高橋(6/7)の4ヶ所で開催
6月			
7月		第2回推進本部会議(7/25、29)	
8月	第2回移住推進協議会(8/20)	第3回推進本部会議(8/30、9/2)	
	第1回専門部会等 第1回地域AP会議		
9月	第1回フォローアップ委員会(9/13)		<ul style="list-style-type: none"> ◆H25年度上半期の進捗状況の確認 ◆第2期計画ver. 3へのバージョンアップのポイント
10月			
11月		第4回推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2回ものづくり総合技術展 「ものづくりの地産地消」を推進するための、県内企業等の製品や最新技術等を紹介する総合技術展。INAP2013高知会議と併催 ・11/21～23
12月	第3回移住推進協議会		
	第2回専門部会等		
1月	第2回フォローアップ委員会(1/27予定)	第5回推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイダンス・入門編 ※インターネットライブ 中継も実施 ○基礎編 ○応用・実践編 ・目指せ！茅太郎 高人塾 ・土佐経営塾 など
	第2回地域AP会議		
2月	第4回移住推進協議会	第6回推進本部会議	
3月	第3回フォローアップ委員会(3月下旬予定)	第7回推進本部会議	

産学官連携産業人材育成事業
土佐まるごとビジネスアカデミー

研修の実施